

島労発基1101第1号

令和5年11月1日

関係団体の長殿

島根労働局長



雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに
当たっての留意事項の一部改正について（通知）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報（以下「健康情報」という。）
の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28
年個人情報保護委員会告示第6号。別添1）の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のう
ち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成29年5月29日付け個情第752号、基発0529
第6号。以下「留意事項」という。）を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令
和3年法律第66号）の一部が令和4年1月1日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関
する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及びデジタル社会の形成を図るための
関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和4年4月1日及び令和5年4月1日
から施行されたことに伴い、留意事項について、別添2のとおり一部改正を行い、別添3のと
おり決めました。

つきましては、これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、傘下の団体、
会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。